

業務委託における最低制限価格適用実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四日市港管理組合が発注する役務の提供及びその他の委託業務契約（建設工事、測量及び建設コンサルタント等に係るものを除く。）にかかると競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号。以下「規則」という。）第89条第1項の規定に基づき最低制限価格の適用を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を適用する業務（以下「対象業務」という。）は、四日市港管理組合が競争入札で発注する業務のうち、設計金額が1,000万円以上の次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、(1)において、管理者が必要でないと認めたものはこの限りでない。

(1) ビルメンテナンス業務（※）にかかると清掃又は警備業務（機械警備に係るものを除く。）

(2) その他管理者が特に必要であると認めた業務

(※) …ビルメンテナンス業務とは、主としてビルなどの建築物を対象とした維持管理に関する業務をいう。

(最低制限価格)

第3条 対象業務の最低制限価格は、契約締結に係る専決者において設定するものであるが、統一した運用を図るため、規則第89条第2項で規定する範囲内（予定価格の10分の9.2から10分の7.5）の下限である10分の7.5を適用して設定することとする。なお、最低制限価格算定方法については、予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）に、当該額の消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

(最低制限価格設定案件であることの表示)

第4条 対象業務を競争入札により調達する際、一般競争入札においては入札公告別表に、指名競争入札においては入札指名通知書に、最低制限価格設定案件であることの表示を行うものとする。

(入札執行)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る価格で入札した者については、失格とし、当該案件の再度入札に参加できないものとする。

附則 この要領は、令和5年11月1日から施行する。